

ひとり親家庭

高等職業訓練促進資金 貸付金事業のご案内

返還免除制度有!!

大分県では、就職に有利な資格取得を目指している、ひとり親家庭のお父さん、お母さんを対象に、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」(入学準備金、就職準備金)の貸付を行っています。

この制度は、「高等職業訓練促進給付金※」を受給し、取得した資格を活かして就職し、**県内で5年間継続就労した場合**には**貸付金の返還免除**となる制度です。

※「高等職業訓練促進給付金」とは、ひとり親が、就職に有利な資格取得を目的に、1年以上養成機関で受講する場合、生活費の負担軽減のため支給される給付金制度。始めに、市町村の窓口にご相談下さい。

貸付対象や貸付内容、返還免除等詳しい内容は、裏面をご覧ください。



募集案内

貸付事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的にしています。

貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ①母子家庭高等職業訓練促進給付金または父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）を受給している方。
- ②大分県に住民登録をしている方。
- ③高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。
- ④他の都道府県で本訓練促進資金を借り受けていない方。



貸付内容

貸付金額は、次の金額を上限とします。

- ①入学準備金 500,000円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金
- ②就職準備金 200,000円
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の過程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

貸付利子

- ①連帯保証人を立てる場合は無利子です。
- ②連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%の利率です。なお返還期限を過ぎた場合は延滞利子が加算されます。

連帯保証人

貸付けを希望する方が未成年の場合で、連帯保証人を立てる場合は、法定代理人（親権または後見人）とします。連帯保証人は、貸付けを受けた方（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担し、その保証債務は延滞利子を含みます。

返還の免除

借受人が「養成機関を終了し、かつ、資格取得した日から1年以内に大分県内において就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事したとき」に貸付金の返還が免除されます。

お申込方法

高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った各市町村の母子・父子自立支援員に相談のうえ、「貸付・返還の手引き」により、下記までお申し込みください。

お問い合わせ先 大分県社会福祉協議会 福祉資金部 訓練促進資金担当係

■住所 大分市大津町2-1-41 ■電話 097-515-7771 ■FAX 097-515-7772

ホームページにも貸付・返還の手引き、様式集を掲載しています。